

(案)



岡 賃 審 第 号  
令和 3 年 9 月 28 日

岡 山 労 働 局 長  
内 田 敏 之 殿

岡山地方最低賃金審議会  
会 長 西 田 和 弘

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月2日付け岡労発基0702第4号及び7月30日付け岡  
労発基0730第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会  
を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長  
から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づきそ  
のまま答申する。